

## 芦屋市新型コロナウイルス感染症対策

### 社会体育施設の利用ガイドライン

このガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日、5月14日）」を踏まえ、市の社会体育施設等における感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。

各施設においては、政府専門家会議の提言や定められた各業種や施設の種別ごとのガイドラインを参考にするとともに、本ガイドラインに基づいて、感染拡大予防対策を実施してください。

このガイドラインの社会体育施設とは、次の施設をいう。

#### 体育館・青少年センター

(競技場 (1) (2) 剣道場・柔道場・弓道場・多目的室 (1) (2) (3)・大会議室・第2研修室・トレーニングルーム)・川西運動場・中央公園野球場・中央公園芝生広場・東浜庭球場・西浜庭球場・芦屋公園庭球場・海浜公園水泳プール・朝日ヶ丘公園水泳プール

#### 1 社会体育施設の利用者に実施していただく事項

##### (1) 社会体育施設の利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37℃以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

##### (2) 社会体育施設の利用する際の留意事項

社会体育施設の利用にあたっては、大きな声での会話、歌うこと、息を吹く楽器を使用することや調理・会食を伴う行為など、運動以外の感染リスクが高いと考えられる活動は、当面できません。

#### ア 十分な距離の確保

- ・運動、スポーツの種類に関わらず、運動、スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から周囲の人と距離を空け、会話は控えめにすること

#### イ 位置取り

- ・走る、歩く運動・スポーツにおいて、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線で並ぶのではなく、並走等の工夫すること

#### ウ 運動・スポーツ中に唾や痰を吐くことは極力行わないこと

#### エ タオルの共用はしないこと

#### オ 施設利用のミーティング等においても三つの密を避けること

- カ 観客については、観客同士が密な状態にならないように留意し、大声での声援を送らないことや会話を控え、会話をする場合は、必ず、マスクの着用を行うこと

- キ 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。また、大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- ク 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと
- ケ 施設運営者の指示にしたがうこと

### (3) 利用定員数の縮小

- ア 競技種目により利用者数は異なるが、施設面積に応じた入場制限をする。
- イ 観客については、観客同士が密な状態にならないようにする。

### (4) マスクを着用

- ア 来館する際は必ずマスクを着用してください。
- イ 運動・スポーツをしていない間や観客については、原則、マスクの着用してください。

### (5) 手洗い、手指消毒

施設入口において、アルコール消毒又は石鹸による手洗いを必ずしてください。

### (6) 対人距離の確保

受付に並ぶときや座席に座るときなど、活動するときなどは、できるだけ2メートル（最低1メートル）の距離を確保してください。

### (7) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物を流してください。

### (8) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

できるだけ2メートル（最低1メートル）の対人距離を確保するとともに、真正面での飲食や会話をしないようにしてください。

### (9) 換気

利用する部屋については、原則30分に1回5分程度、換気してください。

### (10) 消毒

利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行なうよう努めてください。

### (11) ゴミの廃棄

- ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。
- イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

## 2 施設管理者において実施する事項

- (1) 事前に施設利用の注意点をホームページ及び施設の入り口などに明示することを徹底
- (2) マスク着用の周知・確認
  - 着用した上で来場するよう周知する。
- (3) 手洗い場所の確保、手指消毒剤の設置

入口付近にアルコール消毒液等を配置する。

#### (4) 来場者の体調の確認

- ア 自宅で検温をしていただき、 $37^{\circ}\text{C}$ を超える発熱がある場合は利用又は入場をお断りする必要があることを周知する。
- イ 検温していない来場者には検温を実施し、 $37^{\circ}\text{C}$ を超える発熱がある場合は、本人に体調等を確認のうえ、場合によっては利用又は入場をお断りする。

#### (5) 対人距離の確保

- ア 対人距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）の間隔を空け、互い違いに座るなどの工夫をするよう周知する。
- イ 受付等に行列ができる場合には、できるだけ2メートル（最低1メートル）の間隔を空けた整列を促す。
- ウ 利用については、競技種目ごとに感染拡大予防の観点から利用数の上限を定める。
- エ 観客者数については、観客同士が密にならないように留意する。

#### (6) 窓口での感染防止策

対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来館者との間を遮蔽する。

#### (7) 換気

屋内施設については、原則30分に1回5分程度、下記のとおり換気することを周知する。なお、換気ができない場合は利用不可とする。

- ア 窓が2か所あり完全に空気を入れ替えることが望ましい。（機械換気でも可）
- イ 窓がない場合は、入口を開放し、扇風機を使用するなど工夫を要する。

#### (8) 館内の消毒

1日2回（午前と午後）以上、アルコールで館内の消毒を行う。

#### (9) トイレの消毒、使用等（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ア 不特定多数が接触する場所は、使用頻度に応じてアルコールで清拭消毒を行う。
- イ トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう表示する。
- ウ 混雑するときは、できるだけ2メートル（最低1メートル）の間隔を空けた整列を促す。

#### (10) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ア 一度に休憩する人数を減らし、真正面での飲食や会話をしないよう掲示により周知する。
- イ 屋内スペースの場合は、常時換気することに努める。
- ウ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的にアルコールで消毒する。
- エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと

#### (11) スポーツ用具の管理

- ア スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにする。（利用者が所有するスポーツ用具を持参）
- イ スポーツ用具の貸出しはしない

## (12) ゴミの廃棄

- ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。
- イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。
- ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。(ごみの回収を委託している場合は、マスクや手袋は委託業者に準備してもらう。)

## (13) 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

- ア 速やかに別室へ移し、隔離する。
- イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。
- ウ 帰国者・接触者相談センターに連絡し、必要に応じて救急搬送を要請する。

## 3 その他

### (1) 利用者名簿の作成

感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置として、施設利用者の名簿（氏名・連絡先が分かるもの）を作成する。

貸室の場合は、イベント・会議等の申請者（代表者）に名簿の作成を依頼し、貸室利用後、1ヶ月間は申請者（代表者）に適正に管理するよう求める。また、名簿作成に際しては、感染が発生した場合に、申請者（代表者）から芦屋健康福祉事務所などへ提出することを明示しておく。

施設利用者の名簿によらない不特定来館者については、名簿の作成を求めるものではないが、一定時間利用者がとどまる学習室等においては、利用者に名簿への記入を依頼する等名簿の作成に努めることとする。

## 4 市主催イベント・大会等の開催について

厚生労働省並びに兵庫県が示す目安を参考に、下表のとおりとする。

(ただし令和2年8月末日まで)

### 【イベント開催制限の目安】

	収容率	人数上限
屋 内	50%以内	5,000人
屋 外	十分な間隔※できれば2m	5,000人

[注] 収容率と人数上限でどちらかが小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)

以 上